

平成 17 年 6 月 28 日

第 5 回犯罪被害者検討会・意見メモ

基本法第 11 条に関する要望について

構成員 山 田 勝 利

1 要望

単位弁護士会に被害者支援相談窓口を開設し、支援をさらに充実すべきではないか。

2 意見

ご要望のとおりと思料します。

日弁連および各単位弁護士会は、今後いよいよ犯罪被害者支援のための方策を充実し実行していくところにあります。

3 これまでの日弁連の活動

(1) 昭和 35 年 (1960 年) 日弁連人権大会決議

「被疑者および被告人に対する人権侵害については、一応保障の方法が講ぜられているが、被害者の人権については、殆ど閑却されている。…刑事事件の被害者はまことに気の毒である。彼等は自己の意思に反して生命、身体、財産につき違法な侵害を受け、時には秘密を公開せられ社会の好奇心の対象となることさえ甘受せねばならぬ。而して加害者たる被告人から損害をうけることは期待できず、物心両面にうけた損害は回復すべからざるものがある。……」

——国に対し、被害者の名誉の回復と損害の補償等についての立法措置を求めた。

(2) 昭和 50 年 (1975 年) 日弁連定期総会決議

「当連合会は……憲法に保障する生存権と、福祉社会における人道主義

とを基調とする国民の連帯共助の観点に立ち、政府に対し、すみやかに
犯罪被害者補償制度を確立するよう強く要望する。」

(3) 平成 9 年 (1 9 9 7 年) 犯罪被害者回復制度等検討協議会を設置
——平成 1 1 年 (1 9 9 9 年) に犯罪被害者支援委員会に名称変更

(4) 平成 1 1 年 (1 9 9 9 年) 1 0 月 2 2 日日弁連理事会決議

「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」

「犯罪被害者基本法要綱案」策定

- * 単位弁護士会の犯罪被害者相談窓口の開設・運営
- * 民間支援組織との協力関係
- * 法務省・検察庁・警察庁との連絡協議、国会・政党への要請
- * 犯罪被害者支援委員会主催による犯罪被害者支援全国経験交流会
(大阪市、仙台市、名古屋市、高松市)

(5) 平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 1 0 月 1 7 日日弁連人権大会決議

「あなたを一人にしない！ 犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援
を求めて」

- * 犯罪被害者について、個人の尊厳の保障・プライバシーの尊重を
基本理念とし、情報提供を受け、被害回復と支援を求めること等を
権利と位置づけ、かつ、国および地方公共団体が支援の責務を負う
ことを明記した犯罪被害者基本法を制定すること。
- * 十分な経済的支援
- * 民間支援組織の重要性・財政面を含めその活動を援助
- * 弁護士の支援を受け、その費用について公的援助を受けることを
可能にする制度
- * 警察官・検察官に対する教育・研修の徹底、捜査機関の施策の改
善

「当連合会としては、今後、全単位会に犯罪被害者のための相談窓口が設置されるよう最大限の努力をするとともに、都民センター等の民間支援組織との協力関係を強化し、より充実したきめの細かい犯罪被害者支援をする決意である。」

(6) 平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 1 月 2 1 日犯罪被害者の刑事訴訟手続参加に関する協議会を設置

4 現時点における活動状況

(1) 犯罪被害者支援に関する委員会設置 5 2 単位会中 4 4 単位会

(2) 法律扶助 法律相談、被害届提出、告訴・告発、法廷付添、検察審査会への申立、記録閲覧謄写、給付金請求、マスコミ対応、刑事和解、示談等

(3) 研修 研修用ビデオ作成 (全単位会に配布)

H 1 7 . 7 . 1 衛星放送で結ぶ (サテライト) 研修

(4) 日弁連から各単位会への要請 (第 3 回検討会・山田配布資料 1 4)

H 1 7 . 1 . 1 1 付 窓口設置等早急の制度構築・活動進展を呼びかけ

H 1 7 . 5 . 3 1 付 精通弁護士の要請と名簿作成を呼びかけ

(5) 全国被害者支援ネットワークとの連携

(6) 司法支援センターにおける体制・活動の充実

以上

弁護士会の被害者支援活動に関する取り組み状況

(: 一般法律相談で対応)

弁護士会	委員会設置	犯罪被害者相談窓口 (常設)
東京	○	○
第一東京	○	○
第二東京	○	○
横浜	○	○
埼玉	○	○
千葉県	○	○
茨城県	未設置	
栃木県	○	
群馬	○	○
静岡県	○	○
山梨県	○	○
長野県	○	
新潟県	○	○
大阪	○	○
京都	○	○
兵庫県	○	○
奈良	○	○
滋賀	○	
和歌山	○	
名古屋	○	○
三重	○	○
岐阜県	○	○
福井	○	
金沢	○	○
富山県	○	
広島	○(人権擁護委員会内)	○
山口県	○	
岡山	○	○
鳥取県	○	
島根県	○	
福岡県	○	○
佐賀県	○	
長崎県	○	
大分県	○	○
熊本県	○	
鹿児島県	○	
宮崎県	○	
沖縄	○(人権擁護委員会内)	
仙台	○	
福島県	○(人権擁護委員会内)	
山形県	○	○
岩手	○	
秋田	○	○
青森県	○	○
札幌	○	○
函館	未設置	
旭川	○	
釧路	未設置	
香川県	未設置	
徳島	○	○
高知	未設置	
愛媛	○	
合計	47	27

第 5 回犯罪被害者検討会・意見メモ

構成員 山 田 勝 利

犯罪発生から矯正終了まで、一貫した被害者支援を実現するために

1 各刑事司法・矯正機関に一貫した被害者支援の必要性

近年、警察・検察庁・裁判所・保護観察所・刑務所などの各司法・矯正機関において、被害者への対応が意識されるようになり、警察署・検察庁などでは被害者支援窓口が置かれるようになってきた。しかし、現状ではその内容が質量ともに不十分である上、いわゆる「縦割り行政」の弊害で、各機関がまったく格別に被害者支援施策を行っているため、当該被害者は、事件が何時次の機関に送られたか、次の機関では誰に問い合わせをすればどのような支援が受けられるのかわからず、気が付いた時には既に手遅れとなって、受けられなかったはずの支援を受けられなかったり、行使できたはずの権利を行使できなかつたりする場合がある。

このような事態を防ぐためには

刑事司法・矯正の全段階について、一貫した被害者支援を実現する使命を負う政府部局（例えば、アメリカの場合、司法省犯罪被害者局）が必要である。

その部局において、犯罪発生から加害者の矯正終了までの時系列に沿った被害者支援施策を講じ、これを各段階の司法・矯正機関の責務として割り振る必要がある。

さらに、その時系列に沿った被害者支援の流れと、前の機関ではどのような支援が行われたはずであるか、自分の機関では何をしなければならないか、次の機関ではどのような支援が行われるはずであるかを各機関が理解するために、犯罪発生から矯正終了までのひとつのフローチャートを作り、これを各機関に配布・研修させるとともに、被害者に配布する必要がある。

2 被害者支援 N P O との連携の必要性

如何に司法・矯正機関が一貫した被害者支援に努めても、機関が異なる都度、当該被害者に対応する人が変わってしまうことは避けようがない。また機関の職員には、機関内で被害者に対応するという制約があり、真に被害者の身になって寄り添う被害者支援を実現するためには、被害者支援 N P O との連携及び財政的援助が欠かせない。

例えばアメリカの場合、犯罪発生と同時に警察官と一緒に N P O スタッフが現場に駆けつけ、被害者に寄り添い、当日の被害者の宿泊先を手配し、当面の生活費を支給し、食券を渡し、犯行現場となった自宅の清掃・鍵の取り替えなどをすることがある。また、警察から被害者の住所氏名の開示を受け、被害直後に支援 N P O のパンフレットを送って、被害者にどのような支援が受けられるかを知らせている。

こうして犯罪発生直後から当該被害者との信頼関係を築いた一人のNPOスタッフが、以後捜査・裁判・矯正終了まで継続して支援することにより、被害者は精神的に安定した状態で、遺漏なく各機関の支援施策を享受し得るようになるのである。

また、NPOは各機関から公式にその存在を認められており、検察庁や裁判所の中にオフィスを起き、初めてその機関に出向いた被害者も気軽に相談を受けられるようにしている。

3 犯罪類型に適応した被害者支援の必要性

アメリカでは、法制度においても支援活動においても、「犯罪被害者」をひとくくりにして扱うことはほとんどない。殺人・交通事故・DV・性犯罪・児童虐待・財産犯など、犯罪類型ごとに様々なサービスが行われている。それぞれの類型によって被害者のニーズに大きな差異がある以上、当然である。パンフレットも上記のような類型ごとにあり、支援NPOも被害者支援全般を扱うNPOのほかに各類型に対応したNPOがある。例えば、ワシントンDCの検察庁の性犯罪担当課には、性犯罪被害者支援NPOスタッフの事務所があり、被害者からの事情聴取の際にはこのスタッフが被害者に付き添っており、検察官もこれを大いに歓迎している。参考とされるべきである。

以 上